

# 改正著作権法の施行状況等に関する調査研究 報告書の概要

2014年3月

新日本有限責任監査法人

# 調査研究の目的 < I . >

---

- ▶平成24年通常国会において、いわゆる「違法ダウンロードの刑事罰化」を含む「著作権法の一部を改正する法律」(以下「改正法」といい、改正法による改正後の著作権法を「改正著作権法」という。)が平成24年6月20日に成立。同年6月27日に平成24年法律第43号として公布され、違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定等については、同年10月1日から施行<sup>※1</sup>。
- ▶改正法附則第10条では、改正著作権法第119条第3項(有償著作物等<sup>※2</sup>の違法ダウンロードに係る刑事罰)及び改正法附則第8条(関係事業者<sup>※3</sup>の措置)について、改正法の施行後1年を目途として、これらの規定の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものと規定。
- ▶本調査研究は、これらの施行状況等についての調査・検討を行うことを目的としたもの。

※1 ただし、違法ダウンロードの刑事罰化関係の附則のうち、国民に対する啓発等(改正法附則第7条)及び関係事業者の措置(同法附則第8条)については公布の日(平成24年6月27日)から施行された。

※2 改正著作権法第119条第3項における客体であり、同項において、「録音され、又は録画された著作物又は実演等(著作権又は著作隣接権の目的となつているものに限る。)であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの(その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。)」と規定されている。具体的には、①録音又は録画された著作物又は実演等であること、②有償で公衆に提供又は提示されているものであること、③その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものであることが要件となる(文化庁長官官房著作権課「著作権法の一部を改正する法律(平成24年改正)について」『コピーライト』618号31頁(2012)参照)。

※3 「有償著作物等を公衆に提供し、又は提示する事業者」のことであり、改正法附則第8条において、有償著作物等の違法ダウンロードを行うことにより著作権又は著作隣接権を侵害する行為(特定侵害行為)を防止するための措置を講じる努力義務が課せられている。

# 調査研究の内容・方法 < I .>

## 関係事業者等が講じた各種関連措置 →< II .>

- 関係事業者が講じた各種関連措置とその評価に関する分析を行うために、業界団体、コンテンツ配信事業者を対象としたヒアリング調査を実施したほか、国が講じた各種関連措置について整理。

## インターネット利用者における改正著作権法の認知状況・評価・行動の変容等 →< III .>

- 違法ダウンロードの刑事罰化について、インターネット利用者向けのウェブアンケート調査を実施し、改正著作権法の認知状況、評価、行動の変容等について把握し、改正による抑止効果があったかどうか等について分析。
- ウェブアンケート調査は、50,000サンプルのスクリーニング調査でインターネットユーザの全体傾向を把握したうえで、平成24年10月1日より前に有償で販売・配信されている音楽や映像をインターネットから無料でダウンロードした経験があると回答した層に対して本調査を実施(本調査のサンプル数は1,392)。調査実施時期は平成25年10月。

## 客観的な指標等に基づく違法ダウンロードの刑事罰化の影響に関する検討 →< IV .>

- 違法ダウンロードの刑事罰化がもたらす影響に関して、インターネットトラフィック、P2Pファイル共有ソフトネットワークにおける各種数値等の客観的な指標等に基づいて検討。

## 調査研究委員会における検討

- 調査研究の内容を検討する委員会を設置。

	池村 聡	弁護士(森・濱田松本法律事務所)	
	奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授	
	高野 ひろみ	特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟	専門委員
◎座長	苗村 憲司	情報セキュリティ大学院大学	特別研究員
	前田 哲男	弁護士(染井・前田・中川法律事務所)	
	山名 早人	早稲田大学理工学術院 教授	(以上、五十音順、敬称略)

# まとめ <V.>

## (1) 関係事業者等によって各種関連措置は実施されたか

### 関係事業者が講じた各種関連措置

- ▶ 改正法の施行前から、違法ダウンロードを防止するための措置は、主に普及啓発活動という形で多くの事業者が実施。改正法の施行後の措置としては、従来の措置の継続的实施や措置内容の量的・質的拡充が中心。
  - ▶ 日本レコード協会: 違法ダウンロードの刑事罰化の規定の施行後にエルマークを充実化(3種類のマークの追加作成・導入、キャラクター「エルマーク」の作成等)。エルマークの採用実績は、平成25年12月末時点で267配信事業者、1,643サイト。ただし、アンケート調査結果によれば、エルマークの認知度は約14%となっており(Q23)、更なる認知拡大が必要。
  - ▶ 「映画館に行こう！」実行委員会: 映画盗撮防止法のCMに、違法ダウンロードの刑事罰化に関する新たな注意喚起メッセージを追加。
- ▶ 改正法の施行に当たって積極的な啓発活動を新たに展開した事例
  - ▶ 日本レコード協会: 関係業界団体と協力して「STOP!違法ダウンロード広報委員会」を設立、様々な広報を実施。「STOP!違法ダウンロード」特設キャンペーンサイトへの訪問者数は平成25年12月時点でのべ94万件を記録。
  - ▶ 日本国際映画著作権協会: キャンペーン・セミナー等による啓発活動のほか、コミックマーケット等のイベントや警察が主催するサイバー犯罪防止教室での啓発活動等を精力的に実施。

いわゆる「カメラ男」を起用した啓発用ポスター



### 国による啓発活動

- ▶ 国は、文化庁ホームページでの改正法解説資料、「違法ダウンロードの刑事罰化についてのQ&A」の掲載、政府広報オンラインへの広報記事の掲載等、違法ダウンロードの刑事罰化について様々な広報活動を展開。
  - ▶ 文化庁のホームページにおける、違法ダウンロードの刑事罰化に係る広報のページは、のべ数十万単位でのアクセスを記録。
  - ▶ 政府広報オンラインで掲載された広報記事のなかで、違法ダウンロードの刑事罰化に関する広報記事はアクセス数ランキングで継続的に上位に。
  - ▶ アンケート調査結果によれば、刑事罰の対象となるダウンロード行為の具体的な内容について、「文化庁のサイトで調べた」とした回答者は、刑事罰の対象となる行為に対する理解を確認する設問の正解率が高かった(Q11とQ12のクロス集計)。

関係事業者の措置は、特定侵害行為を防止するための普及啓発活動を中心に、着実に実施されたものと評価できる。また、国による啓発活動は、一般ユーザにおける法改正の内容についての理解度向上に寄与し、一定の成果をあげたものと評価することができる。

# まとめ <V.>

## (2) 法改正の事実は認知されたか

### ウェブアンケート調査結果

- ▶ ①平成24年10月1日より前に有償で販売・配信されている音楽や映像をインターネットから無料でダウンロードした経験があると回答した層のうち、本調査に進んだ回答者1,392人における違法ダウンロードの刑事罰化の認知度は82.3% (Q8)。
- ▶ ②本調査の対象とならなかった回答者45,809人における同認知度は62.3% (S-Q7)。
- ▶ 前者の認知度の高さは、その経験内容から、違法ダウンロードの刑事罰化の問題がより身近で関心が高かったためと考えられる。

### 業界団体及びコンテンツ配信事業者へのヒアリング調査結果

- ▶ 普及啓発等により、違法ダウンロードが一定の場合には刑事罰の対象となることについて、インターネット利用者の認知は進んできているとの認識。

### 違法ダウンロードの刑事罰化に関するTwitter等での投稿件数の調査結果

- ▶ 違法ダウンロードの刑事罰化は、同規定の施行と同時期(平成24年9月・10月)の主要なニュースのうち幾つかと同等の数の投稿件数※であり、インターネット利用者にとって大きな関心事項であったことが分かった。  
※ 「「違法ダウンロード」and「刑事罰」」のように当該ニュースの主要キーワード2つを含む投稿件数を調査。
- ▶ 違法ダウンロードの刑事罰化: 20,552件、レスリング女子の吉田選手に国民栄誉賞: 16,012件、日馬富士が横綱昇進: 14,262件



違法ダウンロードの刑事罰化の認知度は、比較的高い水準にあると評価でき、その要因として、インターネット利用者にとって大きな関心事項であったことと、その後の関係事業者や国等による普及啓発活動等があると考えられる。

# まとめ <V.>

## (3) 法改正の内容は正しく理解されたか

### ウェブアンケート調査結果

- ▶ どのようなダウンロード行為が刑事罰の対象になるのかということについて具体的に知っているかを質問したところ、「知っている」を選択した回答者は約半数(49.7%) (Q10)。
- ▶ 刑事罰の対象となる行為に対する理解を確認する設問(Q12)では、内容によって理解度が異なる状況。
  - ▶ 「違法にアップロードされた音楽や映像のファイルを、ダウンロードせずに視聴する行為も、刑事罰の対象となる」という選択肢について正答した(これを正しい選択肢として選択しなかった)回答者が67.6%。
  - ▶ 「音楽と映像以外のファイル(イラスト、写真など)をダウンロードする行為は、そのファイルが違法にアップロードされたものであっても、刑事罰の対象とはならない」という選択肢について正答した(これを正しい選択肢として選択した)回答者は13.6%。

### 業界団体及びコンテンツ配信事業者へのヒアリング調査結果

- ▶ 一部のコンテンツ配信事業者から、刑事罰の対象となる要件(対象となる行為、著作物等)が複雑であるとの意見。



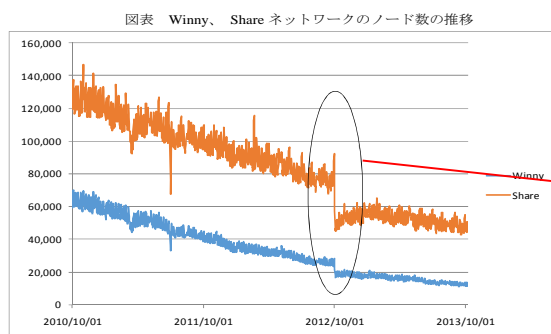
今後、違法ダウンロードの刑事罰化に係る法改正の内容への理解度を高めていくことは重要な課題であり、その際には、インターネットの利用について萎縮効果を生まないよう、適用要件をより分かりやすく伝える工夫が必要と考えられる。

# まとめ <V.>

## (4) 違法ダウンロードは抑止されたか

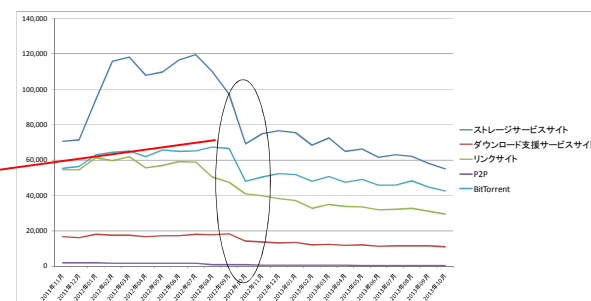
### 客観的な指標による検証

- ①インターネットトラフィック、②P2Pファイル共有ソフトネットワークにおけるノード数・ファイル保持数、③P2Pファイル共有ソフトネットワークにおいて流通する有償著作物等に該当すると考えられる音楽、映像ファイルの検知ノード数、ファイル種類数、ファイル保持数、④P2Pファイル共有ソフトネットワークにおいて流通する音楽、映像ファイルにおける違法流通ファイルの数・割合、⑤違法ダウンロードに利用される可能性があるサイト等の利用者数について調査した結果、いずれの調査結果においても、違法ダウンロードの刑事罰化に係る改正法が施行された平成24年10月1日を機に値が減少(②～⑤は、減少後、以前の水準まで回復していない)。



平成24年10月1日を  
機に大きく値が減少

図表 違法ダウンロードに利用される可能性があるサイト等の日本における利用者数の推移



※ただし、上記図表は調査対象となるユーザがどのサイト等にアクセスしたかというデータであり、実際に違法ダウンロードをしたかどうかを把握できるデータではない。

### ウェブアンケート調査結果

- 刑事罰の対象となる違法ダウンロードの可能性があると考えられる行動について、以前に実施経験があったとした回答者に対し、平成24年10月1日以降の実際の行動変容を質問した(Q19)ところ、「減った」「やめた」との回答者の割合は比較的高い数値。
  - 国内向け動画共有サイトから、専用のソフトウェア等を使用して音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること: 53.3%
  - 海外向け動画共有サイトから、専用のソフトウェア等を使用して音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること: 48.0%
  - ファイル共有ソフトを使用して、音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること: 68.5%
  - オンラインストレージサービスから音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること: 50.2%

違法ダウンロードの刑事罰化が、違法ダウンロードに一定の抑止効果を発揮したものと評価できる。

# まとめ <V.>

## (5) 正規コンテンツの流通に影響はあったか

### データの分析

- ▶レコード生産実績、有料音楽配信売上実績(いずれも日本レコード協会公表データ)、ビデオソフト売上実績(日本映像ソフト協会公表データ)に及ぼした違法ダウンロードの刑事罰化の影響について検討したところ、平成25年11月時点で公表されているデータでは、平成24年から平成25年にかけて漸減傾向が見られ、これら売上・生産実績の推移と違法ダウンロードの刑事罰化の影響について明らかにすることはできなかった。

### ウェブアンケート調査結果

- ▶Q24の調査において、権利者の許諾を得た正規ビジネスを利用したものと考えられる行為類型について今後の増加意向を示した回答者の割合はそれぞれ下記のとおりであり、今後、正規コンテンツの流通にプラスの影響が出る可能性も考えられる。

図表 コンテンツの利用行為に関する今後の増加意向を示した回答者の割合

コンテンツの利用行為類型	当該行為の経験がある者のうち増加意向を示した回答者の割合	当該行為の経験がない者のうち増加意向を示した回答者の割合
音楽配信サービスの正規サイトで音楽をストリーミング視聴すること	7.3%	6.5%
音楽配信サービスの正規サイトから音楽をダウンロード購入すること	8.5%	6.3%
インターネットラジオで音楽をストリーミング試聴すること	7.9%	3.3%
映像配信サービスの正規サイトで映像ファイルをストリーミング視聴すること	7.5%	5.1%
映像配信サービスの正規サイトから映像ファイルをダウンロード購入すること	11.0%	4.2%
CD/DVD/BD をお店で購入すること	10.7%	8.2%
CD/DVD/BD をレンタルショップからレンタルすること	13.5%	8.1%
映画館で映画を鑑賞すること	10.6%	7.3%



# まとめ <V.>

## 総括

### 違法ダウンロードの刑事罰化は違法ダウンロードに一定の抑止効果を及ぼしたものと評価

P2Pファイル共有ソフトネットワークにおける有償著作物等に該当すると考えられる音楽、映像ファイルの検知ノード数等や、違法ダウンロードに利用される可能性があるサイト等の利用者数の推移等といった客観的な指標に基づく検討結果、違法ダウンロードの可能性があると考えられる行動について「減った」「やめた」とした回答者の割合が平均で50%程度に上ったアンケート調査結果等からすると、違法ダウンロードの刑事罰化が、違法ダウンロードに一定の抑止効果を及ぼしたものと評価できる。  
(※なお、改正法の施行後、有償著作物等の違法ダウンロードを被疑事実とした検挙は平成25年12月時点ではない。)

### 関係事業者・国等による普及啓発活動の展開もあり、刑事罰化の認知度は比較的高い水準に

関係事業者において、普及啓発活動を中心とした各種関連措置が積極的に講じられたことが確認された。また、国等による啓発活動が様々な形で実施されたことも相まって、改正法の施行後一年程度を経過した段階で、違法ダウンロードの刑事罰化についての認知度は比較的高い水準に達していると評価できる。

### 一方で、刑事罰の対象となる行為の具体的内容等に係る理解度は必ずしも十分ではないこと、エルマークはユーザにおける認知拡大の取組の途上にあることがわかった



今後、違法ダウンロードの刑事罰化に係る法改正の具体的な内容についての理解度を更に高めるためには、普及啓発活動において、ユーザを的確な情報ソース※1に誘導すること、受け手の特性に合った媒体※2等も活用しながら、刑事罰の対象となる要件をはじめとした違法ダウンロードの刑事罰化に係る法改正の内容をより分かりやすく伝えるような工夫を行うこと、関係事業者及び国等が適宜適切に協力を行っていくこと等が重要であると考えられる。

また、関係事業者においては、上記の普及啓発活動に加え、エルマークの普及促進・認知拡大をはじめとする、違法ダウンロードを防止するための措置をより一層進めていくことも重要であると考えられる。

※1: ウェブアンケート調査結果から、文化庁のホームページは、的確な情報ソースの一つとなると考えられる。これを有効活用して、違法ダウンロードの刑事罰化に係る法改正の内容についての理解度向上を図ることが考えられる。

※2: ウェブアンケート調査結果から、違法ダウンロードの刑事罰化を知るきっかけとなった媒体について、性別、年齢層別等の傾向を分析。「15～19歳」は「SNS」、「20～29歳」は「映画館で流れるCM」の割合が高かった。